

令和7年度白浜町まちなかにぎわい創出事業補助金

賑わいの創出及び地域経済の活性化を図るため、町内の対象地区にある空き店舗等を活用して新たに事業を開始する方に対し、その費用の一部を補助します。

●補助対象地区

白浜地区・湯崎地区

●補助対象経費等

補助対象経費	事業の用に供する外装又は内装工事費、水道、電気、ガス、空調設備等工事費及びこれらに係る諸経費（建物等に付随し、設置工事が必要となる設備機器等を含む。）。ただし、備品の購入及び備品等の取付け等に係る費用を除く。	
補 助 率 及び 補 助 上 限 額	※特別枠（にぎわいの創出に特に効果があるものとして別に定める事業）	3分の2 上限100万円
	一般枠（上記以外の事業）	2分の1 上限70万円
そ の 他	町内の事業者に改修工事等を依頼する場合、10万円加算	

※店舗内照明により、店舗に面する道路周辺の明るさを特に高める効果が認められる事業

（例 店舗に面した壁を一面ガラス張りにする改修等）

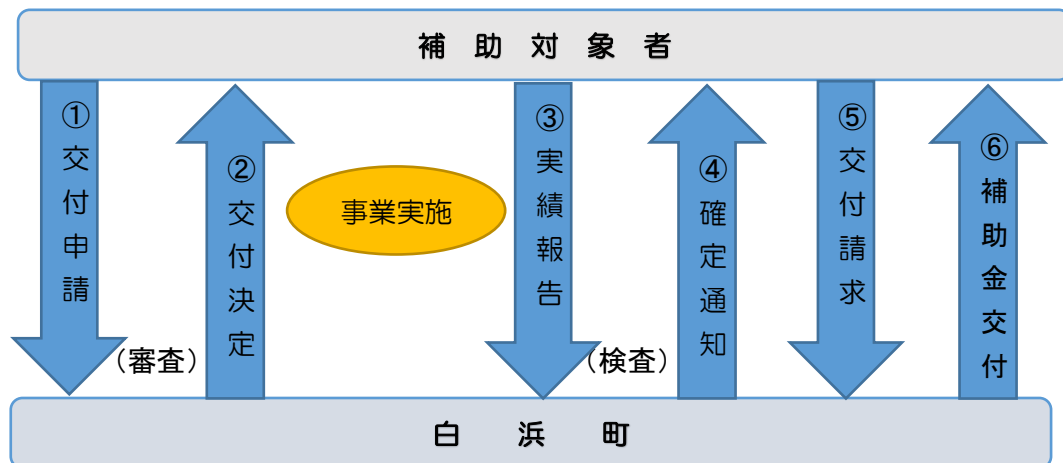
●補助要件

- (1) 一定期間使用されていないと認められる物件であること。
- (2) 週5日以上かつ1日4時間以上営業すること。
- (3) 開業後1年間継続して行う事業であること。
- (4) 改修工事が当該年度内に完了する事業であること、かつ、実績報告書を年度内に提出すること。

※補助対象になるかどうか不明な場合は、事前に町観光課観光商工係までお問い合わせください。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

●補助金交付の流れ



●申請方法

募集期間内に下記書類を観光課観光商工係まで提出してください。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・空き店舗等に該当する旨の届出書及び改修承諾書
- ・誓約書
- ・空き店舗等の位置図及び平面図
- ・改修前の店舗外観及び内観の写真
- ・店舗改修費の内訳がわかる見積書の写し
- ・賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- ・納税証明書
- ・その他

※補助金申請様式は、町のホームページからダウンロードできます。

●その他の注意事項

- ・申請日前に着工した工事については対象外となります。
- ・補助金の交付要綱の規定を順守してください。

【問合せ先】

白浜町 観光課観光商工係 小川・川脇
TEL: 0739-43-6588 FAX: 0739-43-7825
E-mail: kanko@town.shirahama.lg.jp